

「自動積立定期預金規定」新旧対照表

現行	改正後
3. (満期日) (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき毎年の一定の月および日(以下「目標日」といいます。)を指定してください。 なお、事業資金積立プラン“はんえい”の場合、指定された月日とその半年後の応当日を目標日とします。口座開設日より9か月以上先の月日を指定された場合には、その月日より半年手前の応当日を最初に到来する目標日とします。 また、積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、口座開設月の翌月25日を目標日とします。 (2) 【現行どおり】	3. (満期日) (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき毎年の一定の月および日(以下「目標日」といいます。)を指定してください。 なお、事業資金積立プラン“はんえい”の場合、指定された月日とその半年後の応当日を目標日とします。口座開設日より9か月以上先の月日を指定された場合には、その月日より半年手前の応当日を最初に到来する目標日とします。 また、積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、口座開設月の翌月25日を目標日とします。<u>自動積立定期預金“ひろがり 21”へ変更した場合の目標日の取扱いは、自動解約型とします。目標設定日までが3か月に満たない場合は1年後の目標日を満期日とします。</u> (2) 【現行どおり】
4. (「積立定期預金」のとりまとめ) 目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これを取りまとめ、その元利金の合計額を預入額とする1口の3年定期指定定期預金(ただし、預入額が300万円以上の場合には、3年スーパー定期預金)、または1年スーパー定期預金(事業資金積立プラン“はんえい”の場合には、6か月スーパー定期預金)として自動的に継続するとともに、以降、自動継続定期預金として取扱います。 ただし、積立個人年金プラン“ねんきん”、自動積立定期預金“ひろがり 21”の場合は、次のとおりとします。 (1) 積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は次のとおり取扱います。 ①～③【現行どおり】 (2) 【現行どおり】	4. (「積立定期預金」のとりまとめ) 目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これを取りまとめ、その元利金の合計額を預入額とする1口の3年定期指定定期預金(ただし、預入額が300万円以上の場合には、3年スーパー定期預金)、または1年スーパー定期預金(事業資金積立プラン“はんえい”の場合には、6か月スーパー定期預金)として自動的に継続するとともに、以降、自動継続定期預金として取扱います。 ただし、積立個人年金プラン“ねんきん”、自動積立定期預金“ひろがり 21”の場合は、次のとおりとします。 (1) 積立個人年金プラン“ねんきん”の場合、目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は次のとおり取扱います。 ①～③【現行どおり】 <u>④個人年金保険が解約、契約不成立、失効、保険料払込終了となった場合は、自動積立定期預金“ひろがり 21”へ変更します。</u> (2) 【現行どおり】

以上